

## ○警察職員の服制に関する訓令

平成7年3月20日  
県警察本部訓令第7号

警察官の服制に関する訓令を次のように定める。

警察職員の服制に関する訓令

警察官の服制及び服装に関する訓令（昭和33年長野県警察本部訓令第5号）の全部を改正する。

### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 制服等の着装要領（第3条—第17条）
- 第3章 服装の一部省略等（第18条—第21条）
- 第4章 特殊の被服の服制（第22条—第36条）
- 第5章 私服の着用（第37条）
- 第6章 雑則（第38条—第43条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この訓令は、警察職員の服制について、警察官の服制に関する規則（昭和31年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）その他別に定めのあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

##### （端正な服装の保持）

第2条 警察職員は、勤務中規則及びこの訓令の定めるところに従い、端正な服装の保持に努めなければならない。

2 所属長は、常に警察職員の端正な服装の保持に配慮するとともに、部隊として行動する場合は、服装の斉一を期さなければならない。ただし、特別の勤務を命ずる場合で、服制についてこの訓令に特別な定めのある場合は、この限りでない。

#### 第2章 制服等の着装要領

##### （着用の基準）

第3条 警察官が、次の各号に該当する活動その他専ら県民に応接して行う活動に従事する場合は、規則第4条に規定する服装等により勤務するものとする。

- (1) 交通安全教育、その他各種講習
- (2) 受付業務
- (3) 儀式
- (4) 点検、教練、学校教養（拳銃訓練を除く。）

##### （活動服等の着用）

第4条 警察官は、次の各号に掲げるもののいずれかに該当する場合は、活動服及び活動帽を着用することができる。

- (1) 宿日直勤務に従事する場合
- (2) 留置業務に従事する場合
- (3) 地域警察活動に従事する場合
- (4) 警察用車両に乗車し、警察用船舶に乗船し、又は警察用航空機に搭乗して勤務する場合
- (5) 捜索に従事する場合
- (6) 鑑識のための作業に従事する場合
- (7) 交通指導取締り又は交通事故事件捜査に従事する場合

- (8) 道路標識及び道路標示の設置又は管理に係る業務に従事する場合
- (9) 治安警備実施又は雑踏警備実施に従事する場合
- (10) 災害警備実施に従事する場合
- (11) 前各号に掲げる業務に準ずる業務に従事する場合  
(白ワイシャツ等の特例)

第5条 警察官は、冬服又は合服の着用期間において、制服上衣若しくは活動服を着用して勤務する場合又は室内で勤務する場合（交番等で公衆の面前において勤務するときを除く。）は、制服用ワイシャツに代えて白色のワイシャツ（無地のものに限る。）を着用することができる。ただし、室外に出る場合は上衣を着用するものとする。

2 厳寒期には、制服又は活動服の上衣の下にベスト等を着用することができる。  
(現場鑑識活動服への階級章等の着装)

第6条 警察官は、現場鑑識活動服を着用する場合において、階級章及び識別章（以下「階級章等」という。）の着装が必要なときは、制服に準じて着装するものとする。  
(階級表示の取付け)

第7条 警察官は、機動救助服又は爆処理服を着用する場合は、階級章等に代えて階級表示（別記第1図）を取り付けるものとし、その取付位置は、機動救助服上衣又は爆処理服上衣の右胸ポケットの中心線上において、階級表示の下縁が当該右胸ポケット上部5ミリメートルに位置するように付けるものとする。  
(エンブレム)

第8条 規則に定めるエンブレムの形状は、別記第2図のとおりとする。  
(帯革の着装)

第9条 警察官は、次の各号によって帯革を着装するものとする。

- (1) 帯革は、遊革、拳銃用調整具、拳銃入れ、拳銃つりひも、留め革、手錠入れ、警棒つり及びバックルとし、別記第3図の構成のとおりベルトの上に重ねて着装するものとする。この場合において、留め革は、ホック黒塗りの部分を上から帯革本体外側に出すものとする。
- (2) 制服を着用する場合は、制服上衣（夏服を除く。）の右腰部の貫通口から拳銃入れを、左腰部の貫通口から警棒つりを出すものとする。
- (3) 交通乗車服を着用する場合は、帯革止めに合わせて着装するものとする。  
(拳銃つりひもの着装)

第10条 警察官は、制服を着用して拳銃を着装する場合は、拳銃つりひものなす環部をループ部分に通して帯革に留め、別記第4図の要領により着装するものとする。  
(警棒の着装)

第11条 警棒は、把持部分を上にして警棒つりに収納し、警察官等警棒等使用及び取扱い規範（平成13年国家公安委員会規則第14号）第9条の規定により着装するものとする。  
(警笛の携帯)

第12条 警察官は、勤務中警笛を携帯しなければならない。

2 警笛には、別記第5図の要領により黒色ひも及び手錠の鍵を付けるものとし、上衣の右上ポケットに収納して携帯するものとする。ただし、女性警察官は、上衣右腰ポケットに収納して携帯するものとする。  
(手錠の携帯)

第13条 警察官は、勤務中手錠を携帯しなければならない。

2 手錠は、手錠入れに鍵穴を外方にし、かつ、これを下方にして収納して携帯するものとする。  
(ショルダーバックの携帯)

第14条 女性警察官は、勤務中ショルダーバックを携帯することができる。  
(手袋の着用)

第15条 警察官は、交通整理等で必要がある場合は、白手袋を用いることができる。

2 防寒のため着用する場合は、不体裁にわたることがない限り、適宜のものを用いることができる。  
(帽子雨覆いの着用)

第16条 警察官は、雨雪時の場合に限り、帽子雨覆いを着用することができる。

(靴の着用)

第17条 警察官は、制服又は活動服で勤務する場合は、黒短靴を用いるものとする。ただし、雨雪の場合又はこの訓令に特別の定めのある場合若しくは所属長が指示した場合は黒色の長靴、警備靴等を着用することができる。

### 第3章 服装の一部省略等

(制帽)

第18条 警察官は、交番及び警備派出所での勤務その他公衆の面前において勤務する場合を除き、室内で勤務する場合及びヘルメットを着用する場合は、制帽又は活動帽を着用しないことができる。

(夏服)

第19条 夏服上衣は、所属長が指示した場合を除き、不体裁にならないようにそでを折り返し、又は半そで式のものを用いることができる。

(帯革、手錠及び識別章の着装を省略する場合)

第20条 警察官は、次の各号に掲げるもののいずれかに該当する場合は、帯革及び手錠を着装しないことができる。

- (1) 室内で勤務する場合。ただし、警察署の宿日直・休祭日の毎日勤務で、所属長が特に指示した場合又は交番等の勤務その他公衆の面前において勤務する場合を除く。
- (2) 会議又は事務打合せに出席する場合
- (3) 儀式に出席する場合
- (4) 音楽隊員が演奏に従事する場合
- (5) 留置施設において留置業務に従事する場合。ただし、所属長が特に指示した場合を除く。
- (6) 災害応急対策のため作業に従事する場合
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、帯革及び手錠を着装する必要がないと所属長が認めた場合

2 警察官は、次の各号に掲げるもののいずれかに該当する場合は、識別章を着装しないことができる。

- (1) 名札を着用している場合
- (2) 留置施設において留置業務に従事する場合又は護送勤務に従事する場合
- (3) 治安警備実施に従事する場合

3 警察官は、次の各号に掲げるもののいずれかに該当する場合は、識別章の番号標の裏面を表示することができる。

- (1) 暴力団の事務所を捜索する場合であって識別章の番号標の表面を表示することにより、その現場又は事後における警察の職務執行に対する妨害が助長されると認められる場合
- (2) 識別章の番号標の表面を表示することが適正な職務執行を妨げることとなると所属長が認めた場合  
(拳銃つりひも等を取り外す場合)

第21条 警察官は、拳銃を着装しないときは、帯革本帯から拳銃用調整具、拳銃入れ及び拳銃つりひもを取り外すものとする。

2 警察官は、警棒を着装しないときは、帯革本帯から警棒つりを取り外すものとする。

### 第4章 特殊の被服の服制

(交通取締り等に従事する警察官の服制)

第22条 交通整理、交通取締り、交通事故捜査等に専従する警察官(次項に定めるものを除く。)の服制は、別表第2のとおりとする。

2 交通機動隊員及び高速道路交通警察隊員の服制は、別表第3のとおりとする。

(ヘルメットの着用)

第23条 警察官は、所属長が受傷事故防止上特に必要があると認めて指示した場合は、制帽又は活動帽に代えてヘルメットを着用するものとする。

(交通特殊被服等の着装)

第24条 第22条に規定する警察官以外の警察官は、交通整理、交通取締り、交通事故捜査、検問等に従事する場合において、所属長が受傷事故防止上必要があると認めるときは、別表第2に規定する特殊の被

服等の全部又は一部を着用し、又は着装するものとする。

(現場鑑識活動に専従する警察職員の服制)

第25条 現場鑑識活動に専従する警察職員の服制は、別表第4のとおりとする。

(山岳遭難救助活動等に従事する警察官の服制)

第26条 山岳遭難の防止及び救助活動に従事する警察官の服制は、別表第5のとおりとする。

(音楽隊員の服制)

第27条 音楽隊員の服制は、別表第6のとおりとする。

(航空隊員の服制)

第28条 航空隊員の服制は、別表第7のとおりとする。

(機動救助活動に従事する警察官の服制)

第29条 機動救助活動に従事する警察官の服制は、別表第8のとおりとする。

(交通規制の現地調査等に従事する警察職員の服制)

第30条 交通規制の現地調査等に従事する警察職員の服制は、別表第9のとおりとする。

(警備出動に従事する警察官の服制及び出動服等の着装)

第31条 騒乱、大規模な災害その他の場合における警備のための出動(以下「警備出動」という。)に従事する警察官の服制は、別表第10のとおりとする。

2 警察官は、警備出動に従事する場合のほか、次の各号に掲げるもののいずれかに該当し所属長が指示した場合は、出動服その他必要な装備品(以下「出動服等」という。)を着装するものとする。

(1) 捜索等に従事する場合

(2) 訓練等で必要がある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、所属長が出動服等の着装が必要であると認めた場合

(災害等の発生に際し作業に従事する警察行政職員の服制及び職員災害用作業服等の着装)

第32条 災害等の発生に際し作業に従事する警察行政職員の服制は、別表第11のとおりとする。

2 警察行政職員は、災害等の発生に際し作業に従事する場合のほか、次の各号に掲げるもののいずれかに該当し所属長が指示した場合は、職員災害用作業服その他必要な装備品(以下「職員災害用作業服等」という。)を着装するものとする。

(1) 宿日直勤務等で必要がある場合

(2) 訓練等で必要がある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、所属長が職員災害用作業服等の着装が必要であると認めた場合

(爆処理服の着装)

第33条 警察官は、爆発物の処理作業に従事する場合は、別表第12の爆処理服を着装するものとする。

(防弾帽等の着装)

第34条 警察官は、持凶器犯罪の捜査その他受傷事故のおそれがある活動に従事する場合は、防弾帽、防弾衣、防弾楯、耐刃防護衣その他必要な装備品の有効活用に配慮し着装するものとする。

(機動救助帽の階級表示)

第35条 機動救助帽には、別記第6図の階級表示を付けるものとする。

(礼装)

第36条 警察官は、次の各号に掲げるもののいずれかに該当する場合は、礼装をするものとする。ただし、警察本部長(以下「本部長」という。)がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(1) 表彰式等公式の儀式に出席する場合

(2) 外国の文武官を公式に訪問又は接受する場合

2 前項に規定するもののほか、本部長が儀礼上特に必要があると認めた場合は礼装をするものとする。

3 警察官は、礼装をする場合は、別表第13のとおりとする。この場合、帯革は着装しないものとする。

4 警察官は、前項の規定にかかわらず、制服(夏服を除く。)に礼服の礼肩章及び飾緒を着装し、白手袋を着用して、又は夏服(上衣は長袖に限る。)に白手袋を着用して礼装に代えることができる。この場合、夏服に限り帯革本帯を着装するものとする。

5 前2項の規定による服装のいずれによるかは、その都度本部長又は所属長が定めるものとする。

## 第5章 私服の着用

### (私服の着用)

第37条 警察官は、次の各号に掲げるもののいずれかに該当する場合は、私服を着用することができる。

- (1) 警察本部においては、常時犯罪の捜査、被疑者の逮捕又は情報収集若しくは秘書等特に本部長が指定する職務に従事する者
- (2) 警察署においては、主として犯罪の捜査、被疑者の逮捕又は情報収集等に従事する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか所属長が必要と認めた者

2 警察官は、前項に該当する場合のほか、犯罪の捜査又は少年事案の処理等に従事する場合で必要があるときは、所属長の承認を受けて私服を着用することができる。

## 第6章 雑則

### (出勤、退庁時の服装)

第38条 警察官の出勤、退庁時における服装は、私服とする。ただし、事案対応のため、所属長が指示した場合は、この限りでない。

2 警察署と交番等の往復に用いる服装は、規則第4条に規定するとおりとする。

### (防寒服の着用)

第39条 防寒服の着用期間は、10月1日から翌年5月31日までとする。ただし、期間外であっても、寒暖の状況により所属長が指示した場合は着用することができる。

- 2 防寒服の下には、マフラー等の防寒用具を着用することができる。ただし、防寒用具は、警察官としての品位を保てるものとし、かつ、制服との統一性を保つ黒色又は紺色のものとする。
- 3 拳銃、警棒等を緊急に使用することが予想される場合は、防寒服の腰部のファスナーをあらかじめ開けておくものとする。

### (顎ひもの使用)

第40条 顎ひものは、部隊行動中指揮官の命じた場合又は特に必要があると認められる場合のほか用いないものとする。

### (標章の着装)

第41条 警察署長及び警察署副署長（次長を含む。）は、別記第7図の署長章又は副署長（次長）章を別記第8図の要領により制服又は制服用ワイシャツに着装するものとする。

- 2 鉄道警察隊員は、別記第9図の鉄道警察隊章を前項の要領により、制服又は制服用ワイシャツに着装するものとする。
- 3 機動隊員は、別記第10図の機動隊章を第1項と同様に着装するものとする。
- 4 管区機動隊員は、別記第11図の管区機動隊章を第1項と同様に着装するものとする。
- 5 交番所長は、別記第12図の交番所長章を第1項と同様に着装するものとする。
- 6 自動車警ら隊員は、別記第13図の自動車警ら隊章を第1項と同様に着装するものとする。
- 7 職務質問技能指導班員は、別記第14図の職務質問技能指導班章を第1項と同様に着装するものとする。
- 8 山岳遭難救助隊員は、別記第15図の山岳遭難救助隊章を第1項の要領により、山岳パトロール用シャツに着装するものとする。

### (警察腕章)

第42条 所属長は、職務の遂行上特に必要があると認めるときは、所定の警察腕章を着装させることができる。

2 前項の腕章は、左袖上はく部のおおむね中央部に着装させるものとする。

### (ベスト)

第43条 所属長は、職務の遂行上特に必要があると認めるときは、所定のベストを着装させることができる。

## 附 則

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年9月24日県警察本部訓令第6号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。  
附 則（平成10年9月28日県警察本部訓令第7号）  
この訓令は、平成10年10月1日から施行する。  
附 則（平成14年1月30日県警察本部訓令第3号）  
この訓令は、平成14年2月1日から施行する。  
附 則（平成14年9月26日県警察本部訓令第17号抄）  
(施行期日)
- 1 この訓令は、平成14年10月1日から施行する。  
附 則（平成18年3月27日県警察本部訓令第4号）  
この訓令は、平成18年4月1日から施行する。  
附 則（平成19年3月19日県警察本部訓令第3号）  
この訓令は、平成19年4月1日から施行する。  
附 則（平成25年3月22日県警察本部訓令第5号）  
この訓令は、平成25年3月27日から施行する。  
附 則（平成26年12月24日県警察本部訓令第16号）  
この訓令は、公布の日から施行する。  
附 則（平成28年3月14日県警察本部訓令第2号）  
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。  
附 則（平成29年8月1日県警察本部訓令第15号抄）  
(施行期日)
- 1 この訓令は、平成29年8月1日から施行する。  
附 則（平成31年2月21日県警察本部訓令第3号）  
この訓令は、平成31年3月1日から施行する。  
附 則（平成31年2月28日県警察本部訓令第5号抄）  
(施行期日)
- 1 この訓令は、平成31年3月15日から施行する。  
附 則（令和3年3月29日県警察本部訓令第3号）  
この訓令は、令和3年4月1日から施行する。  
附 則（令和3年5月25日県警察本部訓令第9号）  
この訓令は、令和3年6月1日から施行する。